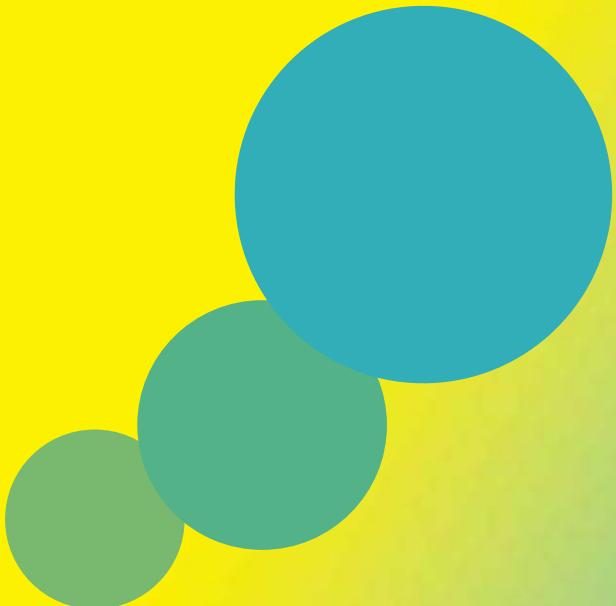


2024
年版

保険調剤の手引



公益社団法人 茨城県薬剤師会

本書の内容について

本書は、2年毎に実施される診療報酬改正に合わせて新しい版を作成しており、令和6年6月時点の関係法令等に基づき作成しています。

そのため、本書発行以降、関係法令等の改正や新たな通知等が発出された場合には、本書の記載とは違ってしまうこともありますこと、ご留意願います。

なお、茨城県薬剤師会では、関係法令等の改正や新たな通知等が発出された場合には、保険薬局ニュースやメールニュース等で随時お知らせしております。

目 次

第1章 医療保険制度の概要

1 医療保険制度の種類	3
(1) 医療保険	3
(2) 国民健康保険	3
(3) 後期高齢者医療制度	3
(4) その他の医療制度	4
(5) 都道府県番号一覧	4
(6) 保険調剤に関わる費用の徴収	4
(7) 一部負担金の割合	5
2 保険調剤のルール	6
(1) 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の解説	6
(2) 保険医療機関及び保険医療養担当規則の解説	28
(3) 保険処方箋の記載方法	32
(4) 電子処方箋の取り扱い	39
(5) 調剤録や調剤済み処方箋の保管場所と電子保存	40
(6) 電子薬歴等の運用管理規定	41
(7) 保険薬局への指導	43

第2章 公費負担医療制度及びその他の医療制度

1 公費負担医療制度	47
(1) 感染症法 37条の2（結核患者の医療）	47
(2) 生活保護法 15条（医療扶助）	47
(3) 戦傷病者特別援護法 10条（療養の給付）	48
(4) 障害者総合支援法 58条（自立支援医療費の支給）精神通院医療	48
(5) 障害者総合支援法 58条（自立支援医療費の支給）更生医療	49
(6) 障害者総合支援法 58条（自立支援医療費の支給）育成医療	50
(7) 原子爆弾被爆者援護法 10条（認定疾病医療）、18条（一般疾病医療）	51
(8) 特定疾患治療研究事業等	51
(9) 難病の患者に対する医療等に関する法律 5条（指定難病特定医療費の支給）	52
(10) 小児慢性特定疾病医療支援	53
(11) 児童福祉法	54
(12) 公害健康被害補償法 19条（療養の給付）	54
(13) 心神喪失者等医療観察法 81条（医療の実施）	55
(14) 石綿健康被害救済法	55
(15) 肝炎治療特別促進事業	55
(16) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	56
(17) 中国残留邦人医療支援給付制度	56
(18) 茨城県医療福祉費支給制度（医療福祉対策要綱、実施要領）	57
(19) 市町村独自の医療費助成制度	58
2 その他の医療制度	59
(1) 労働者災害補償保険法	59

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法	60
(3) 自動車損害賠償保障法	60

第3章 調剤報酬点数表とその解釈

1 調剤報酬点数表の仕組み	63
2 各種加算等の施設基準の届出に係る留意事項	64
3 調剤技術料	65
(1) 調剤基本料	65
(2) 長期投薬に係る分割調剤の調剤基本料	78
(3) 後発医薬品分割調剤の調剤基本料	78
(4) 医師の指示に基づく分割調剤の調剤基本料	79
(5) リフィル処方箋の取扱い	82
(6) 調剤基本料に係る地域支援体制加算	84
(7) 調剤基本料に係る連携強化加算	93
(8) 調剤基本料に係る後発医薬品調剤体制加算	95
(9) 調剤基本料に係る在宅薬学総合体制加算	96
(10) 調剤基本料に係る医療DX推進体制整備加算（月1回の加算）	98
(11) 調剤基本料に規定する加算及び減算の取り扱い	99
(12) 薬剤調製料【内服薬】	101
(13) 薬剤調製料【内服用滴剤】	103
(14) 薬剤調製料【屯服薬】	104
(15) 薬剤調製料【浸煎薬】	104
(16) 薬剤調製料【湯薬】	104
(17) 薬剤調製料【外用薬】	105
(18) 薬剤調製料【注射薬】	106
(19) 薬剤調製料【注射薬】に係る無菌製剤処理加算	106
(20) 薬剤調製料に係る麻薬・向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算	107
(21) 薬剤調製料にかかる自家製剤加算	108
(22) 薬剤調製料に係る計量混合調剤加算	109
(23) 薬剤調製料に係る夜間・休日等加算	110
(24) 時間外・休日・深夜加算	111
4 薬学管理料	113
(1) 薬学管理料の通則	113
(2) 調剤管理料	114
(3) 調剤管理料に係る重複投薬・相互作用等防止加算	114
(4) 調剤管理料に係る調剤管理加算	115
(5) 調剤管理料に係る医療情報取得加算（6カ月に1回の加算）	116
(6) 服薬管理指導料	118
(7) 服薬管理指導料に係る麻薬管理指導加算	126
(8) 服薬管理指導料に係る特定薬剤管理指導加算1（ハイリスク薬）	127
(9) 服薬管理指導料に係る特定薬剤管理指導加算2（悪性腫瘍レジメン）	128
(10) 服薬管理指導料に係る特定薬剤管理指導加算3（医薬品供給、選定療養等）	131

(11) 服薬管理指導料に係る乳幼児服薬指導加算	133
(12) 服薬管理指導料に係る小児特定加算	133
(13) 服薬管理指導料に係る吸入薬指導加算	134
(14) かかりつけ薬剤師指導料	134
(15) かかりつけ薬剤師包括管理料	140
(16) 外来服薬支援料 1	141
(17) 外来服薬支援料 2	142
(18) 外来服薬支援料 2 に係る施設連携加算	145
(19) 服用薬剤調整支援料	145
(20) 調剤後薬剤管理指導料（糖尿病、慢性心不全に係る対応）	151
(21) 服薬情報等提供料	152
(22) 経管投薬支援料	159
(23) 在宅患者訪問薬剤管理指導料	160
(24) 在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る麻薬管理指導加算	164
(25) 在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	165
(26) 在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る乳幼児加算	166
(27) 在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る小児特定加算	166
(28) 在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る在宅中心静脈栄養法加算	166
(29) 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	167
(30) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	168
(31) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 に係る夜間・休日・深夜訪問加算	170
(32) 在宅患者緊急時等共同指導料	171
(33) 退院時共同指導料	173
(34) 在宅移行初期管理料	174
(参考) 服薬管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否ほか	
5 薬剤料	178
(1) 薬剤料算定の留意事項	178
(2) 内服薬	179
(3) 内服用滴剤	179
(4) 屯服薬	179
(5) 湯薬	179
(6) 浸煎薬	179
(7) 注射薬	179
(8) 外用薬	181
6 特定保険医療材料料	182
7 一部負担金等や特例的な取り扱い	184
(1) 一部負担金	184
(2) 一部負担金の減額免除・支払猶予	184
(3) 保険外併用療養費制度	184
(4) 療養の給付と直接関係ないサービスの取り扱い	185
(5) 高額長期疾病	188

(6) 高額療養費制度	188
(7) 国民健康保険における特別療養費制度	190
(8) 入院患者が他医療機関を外来受診した時に発行された処方箋の取り扱い	190
(9) 老人保健施設（介護老人保健施設）入所者の処方箋の取り扱い	191
(10) 災害時の処方箋の取り扱い（参考）	192

第4章 調剤報酬の請求

1 求め書等を作成するにあたっての基本的事項	195
2 調剤報酬明細書の作成方法	196
3 求め書の作成方法	227
(1) 医保調剤報酬請求書の作成方法	227
(2) 国保調剤報酬請求書の作成方法	231
(3) 後期高齢者調剤報酬請求書の作成方法	233
(4) 国保調剤報酬総括票の作成方法	235
4 つづり方と送付方法	237
(1) 医保請求書・明細書のつづり方	237
(2) 国保・後期高齢者請求書・明細書のつづり方	237
(3) 請求書・明細書の送付方法	238
5 健康保険組合に対する直接請求	238

第5章 介護保険制度による報酬と請求

1 居宅療養管理指導を行うにあたっての基本的事項	241
(1) 医療保険と介護保険による給付の調整	241
(2) 要介護被保険者等の確認	242
(3) 居宅療養管理指導の具体的業務内容	242
(4) 薬局における居宅療養管理指導費	253
(5) 居宅療養管理指導費に係る麻薬管理指導加算	257
(6) 居宅療養管理指導費に係る医療用麻薬持続注射療法加算	257
(7) 居宅療養管理指導費に係る在宅中心静脈栄養法加算	258
(8) 居宅療養管理指導費に係る特別地域加算等	259
2 介護給付費請求書及び介護給付費明細書の作成方法	261
(1) 請求にあたっての基本的事項	261
(2) 介護給付費明細書の作成方法	261
(3) 介護給付費請求書の作成方法	265
(4) 生活保護法による介護扶助	266
(5) 中国残留邦人医療支援給付制度による介護扶助	266
3 介護給付費請求書及び明細書の書き方見本	267
参考文献	274
索引	277

第1章

医療保険制度の概要

1 医療保険制度の種類

わが国の医療は、健康保険法を中心とする各種の医療保険制度による医療が整備されている。そのため薬局における調剤も、それぞれの制度の規定を正しく理解し順守しなければならない。

(1) 医療保険

医療保険制度の主体となるもので、各種医療保険の基盤となる制度である。加入者数がもっとも多く、会社員や公務員とその家族がこの区分に属している。

① 健康保険

会社員等である本人・家族が加入する保険で、事業所規模により2種類に分かれる。

- ア 全国健康保険協会管掌健康保険「協会けんぽ」（小規模事業所の勤務者とその家族）
- イ 組合管掌健康保険（大規模事業所の勤務者とその家族）

② 船員保険（船員とその家族）

船員を対象とする「船員保険法」により規定され、職務上又は通勤による傷病も対象となる。

③ 共済組合

公務員及び公共企業体に勤務する職員本人・家族が加入する保険である。

- ア 国家公務員共済組合（国家公務員とその家族）
- イ 地方公務員共済組合（地方公務員とその家族）
- ウ 警察共済組合（警察官とその家族）
- エ 公立学校共済組合（公立学校教職員とその家族）
- オ 日本私立学校振興・共済事業団（私立学校教職員又は退職者とその家族）

④ その他

- ア 日雇特例被保険者の保険（日雇労働者）
- イ 防衛省職員給与法による自衛官等の療養の給付（自衛官）
- ウ 医療保険の任意継続被保険者（退職後2年間）
- エ 特定健康保険組合の特例退職被保険者（後期高齢者医療制度加入までの任意の期間）

⑤ 番号構成

法別番号2桁、都道府県番号2桁、保険者番号3桁、検証番号1桁の8桁で構成。

法別番号 (2桁)	都道府県番号 (2桁)	保険者番号 (3桁)	検証番号 (1桁)
--------------	----------------	---------------	--------------

(2) 国民健康保険

上記保険対象者以外の国民を対象とした保険で「国民健康保険法」により規定されている。

市町村が運営主体となる市町村国保と職域による国民健康保険組合の2種類がある。

- ① 市町村国保（農業従事者、自営業者とその家族、無職者）
- ② 国民健康保険組合（建設、土木、医師、歯科医師、薬剤師などの同業者組合の組合員・家族）
- ③ 番号構成

法別番号はなく、都道府県番号2桁、保険者番号3桁、検証番号1桁の6桁で構成。

(3) 後期高齢者医療制度

各種医療保険加入者のうち、75歳以上になった人又は65歳以上で一定の障害があると認定された人は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により後期高齢者医療制度の対象となる。

① 番号構成

法別番号2桁(39)、都道府県番号2桁、保険者番号3桁、検証番号1桁の8桁で構成。

(4) その他の医療制度

- ① 各種公費負担医療制度
- ② 茨城県・市町村独自制度（茨城県医療福祉費支給制度、市町村独自の医療費助成制度）
- ③ その他（労働者災害補償保険法、（独）日本スポーツ振興センター法、自動車損害賠償保障法）

(5) 都道府県番号一覧

※都道府県を表す番号として下記の2桁の番号のどちらかが割り振られている。

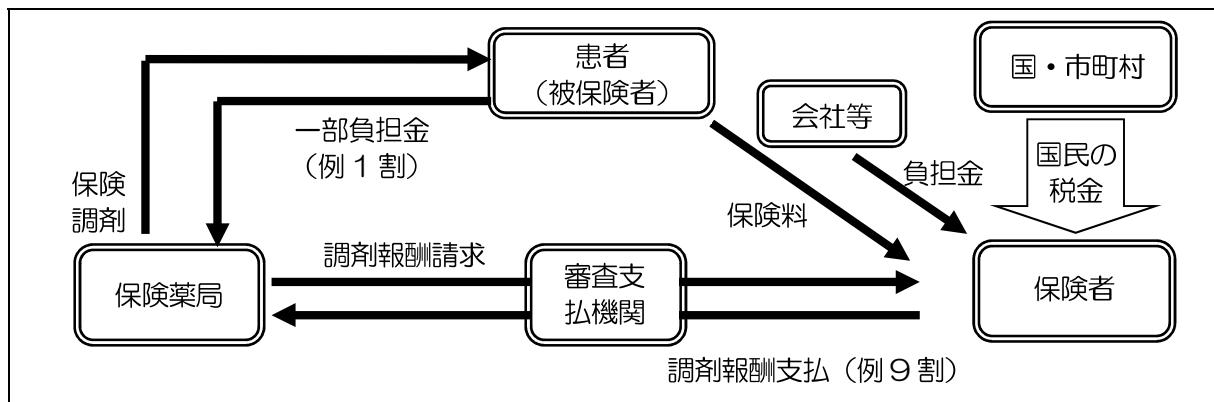
都道府県	番号	
北海道	01	51
青森	02	52
岩手	03	53
宮城	04	54
秋田	05	55
山形	06	56
福島	07	57
茨城	08	58
栃木	09	59
群馬	10	60
埼玉	11	61
千葉	12	62
東京	13	63
神奈川	14	64
新潟	15	65
富山	16	66

都道府県	番号	
石川	17	67
福井	18	68
山梨	19	69
長野	20	70
岐阜	21	71
静岡	22	72
愛知	23	73
三重	24	74
滋賀	25	75
京都	26	76
大阪	27	77
兵庫	28	78
奈良	29	79
和歌山	30	80
鳥取	31	81
島根	32	82

都道府県	番号	
岡山	33	83
広島	34	84
山口	35	85
徳島	36	86
香川	37	87
愛媛	38	88
高知	39	89
福岡	40	90
佐賀	41	91
長崎	42	92
熊本	43	93
大分	44	94
宮崎	45	95
鹿児島	46	96
沖縄	47	97

(6) 保険調剤に関する費用の徴収

保険薬局は、患者（被保険者）から一部負担金の支払いを受け、また、残りの費用については保険者から審査支払機関を通じて支払いを受けることとなる。この仕組みは健康保険法その他の医療保険各法に規定されており、保険調剤は「保険者と保険薬局との間で交わされた公法上の契約に基づく“契約調剤”」と称される。



(7) 一部負担金の割合

薬局では医療保険や国民健康保険の被保険者（患者）に対して保険調剤を行ったときは、それぞれ所属する保険者の指定する負担割合で一部負担金の支払を受け、残りはそれぞれの審査支払機関に請求する。

(令和6年4月現在)

保険者区分		法別番号	一部負担割合
医療保険 (8 衍)	就業者	全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ)	0 1
		船員保険 ・船員保険 (02) 本人及び共済組合の船員組合員本人で、療養補償証明書が提出された場合は自己負担なし。	0 2
		日雇特例 一般	0 3
		被保険者 特別療養費	0 4
		組合管掌健康保険	0 6
		防衛省職員給与法による自衛官等の療養の給付	0 7
		国家公務員共済組合	3 1
		地方公務員等共済組合	3 2
		警察共済組合	3 3
		公立学校共済組合	3 4
	退職者	日本私立学校振興・共済事業団	
		特定健康保険組合	6 3
		国家公務員特定共済組合	7 2
		地方公務員等特定共済組合	7 3
		警察特定共済組合	7 4
国民健康保険 (6 衍)	市町村	公立学校特定共済組合	7 5
		日本私立学校振興・共済事業団	
	国保組合 ・国保組合においては、各組合により自己負担割合が違う。	なし	
後期高齢者医療制度 (8 衍)		3 9	・75歳以上又は65歳以上の寝たきり等の状態 1割又は3割

- ・63・72～75は、特例退職被保険者、特例退職組合員及び特例退職加入者に係る法別番号。
- ・後期高齢者医療制度について、一定以上の所得のある方で従前より1割負担であった方について、2022年10月1日より、一部負担割合が2割に引き上げられる。ただし、施行後3年間は、ひと月の負担増が最大でも3,000円となるよう配慮措置が設けられる。1薬局での取り扱いとしては、高額療養費の枠組みを利用して現物給付（上限額を超えた額を薬局が請求）し、他方、患者は医療機関や他の薬局の合算分の償還払い（上限額を超えた額を患者が保険者に請求）を受けることとなる。